受託用地業務

土地開発公社が、市町、県等の依頼者から委託を受け、用地交渉等用地取得事務を行い、地権者との土地売買契約書等への調印、依頼者へ契約書等の提出や報告を実施するもので、用地補償費の支払いについては、その後、依頼者が自身の予算で行います。

受託用地業務のイメージ

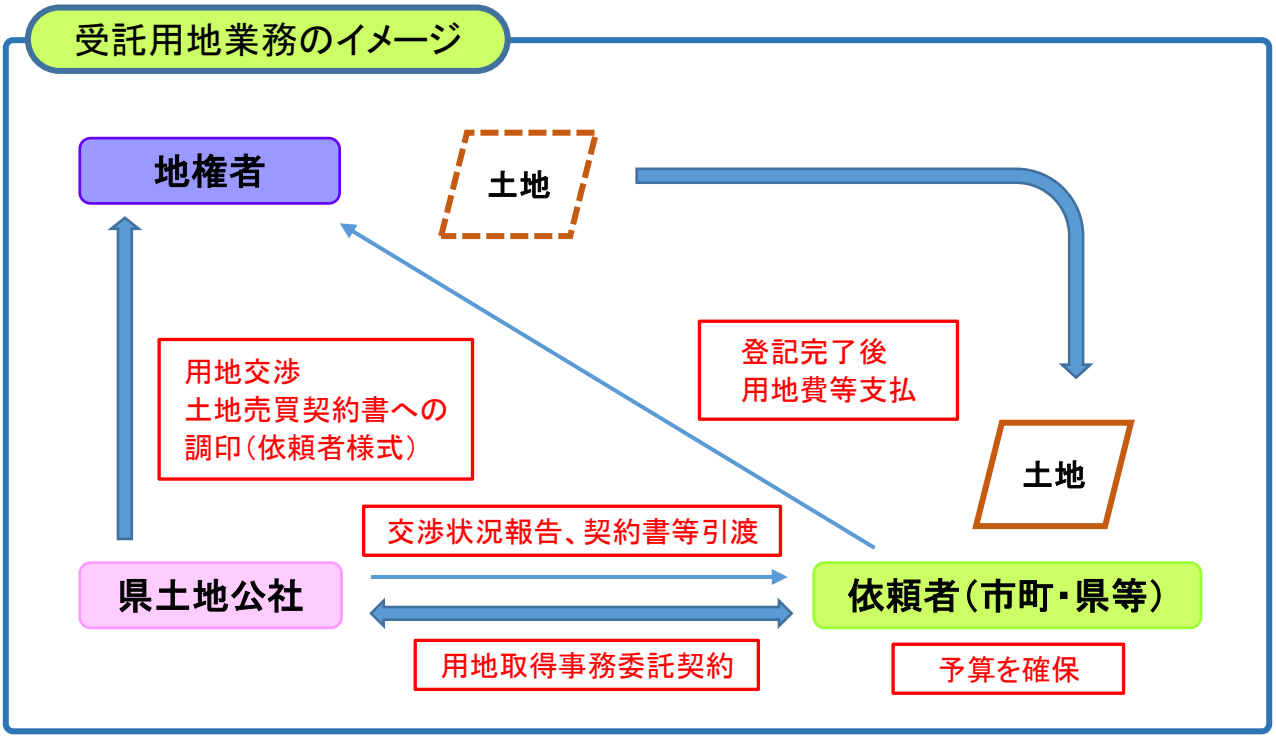

使ってみませんか！！公社の「公有地先行取得制度」と「受託用地業務」

「単年度の予算で、事業用地の売却希望者全員の用地が買えない。」
「用地経験のある職員が少なく、予算は確保しているが、用地交渉に当たれる職員がいない。」など
事業用地を確保するための業務で、県土地開発公社を市町の使いやすいように活用しませんか。

①事前準備	登記簿の調査、抵当権等の調査
⇩	
②用地交渉等	移転工法等の説明、補償積算の内容説明
⇩	
③契約締結	地権者との土地売買契約書等の締結
⇩	
④登記・補償金支払	所有権移転登記等、補償金等の支払い

②のみ、②と③だけ、など部分的な用地業務の受託も可能

なので、是非一度ご相談ください。